

平成 22 年 3 月に日本学生支援機構奨学金が満期になる方へ

平成 22 年度満期者の方で、「やむを得ない理由により（JASSO の基準は当該文書の下部に掲載してあります）」人的保証から機関保証への変更の切り替えを希望される方は、「1、保証の変更依頼書」、「2、保証変更に伴う返還誓約書裏面変更届」を、返還誓約書、リレー口座加入申込書「預・貯金者控」のコピー、奨学生本人の住民票とともに併せて提出していただく必要があります。

その場合、日本学生支援機構の事務処理上、【12 月 11 日（金）17:00】までに上記全ての書類を本学学生支援課に提出する必要があります。「1、保証の変更依頼書」、「2、保証変更に伴う返還誓約書裏面変更届」の書式は、先日配布した資料には含まれていませんので必要な方は至急、学生支援課経済支援担当窓口までお越し下さい。

人的保証から機関保証に変更した場合、平成 22 年 2 月の中旬頃に、保証機関である日本国際教育支援協会から届く通知に基づき、保証料を一括振込する必要があります。指定する期限までに保証料の払い込みがなかった場合は、「保証変更否認通知」と、提出された「保証の変更依頼書」と「返還誓約書」は日本学生支援機構から返却されます。返却された「返還誓約書」は、連帯保証人・保証人を選任し、人的保証に係る添付書類とともにあらためて提出いただくことになります。

返還誓約書が未提出の場合、返還困難な事情が生じて返還期限の猶予を希望されても、期限の猶予は認められないので、提出方よろしく願いいたします。

特に、「大学院生において第一種奨学金の貸与を受けた者の返還免除」の制度を申請する予定の方は、申請時には返還誓約書を提出済みである必要がありますが、人的保証から機関保証への変更を希望する方は、上記期日までに提出いただかないと機関保証としての返還誓約書を受けた上での、返還免除申請の受付ができませんので、ご承知おき下さるようお願いいたします。

なお、機関保証から人的保証への変更はできませんのでよろしくお願いいたします。

また、まだ返還誓約書及び返還の手引きを受け取っていない方がいましたら、大至急学生支援課経済支援担当窓口までお越し下さい。

JASSO の基準

変更を希望する理由が、やむを得ない理由である。

やむを得ない理由とは... 当初予定していた連帯保証人または保証人にやむを得ない事由（死亡等）が発生し、かつ新たな連帯保証人または保証人が選任できない理由等。

（以下の理由による場合は、お受けできません。）

- ・ 一身上の都合など理由が不明確なもの。
- ・ 連帯保証人や保証人と疎遠である場合、もしくは心情的に保証人を依頼できない。
- ・ 保証人を依頼した対象者が親族等に限定している。

（※4 親等を超える親族もしくは血縁関係のない者でも、「返還保証書」及び資産もしくは所得に関する証明書の提出により保証人として選任できます。）
